

道内市町村独自の被災企業向け支援制度（補助金・融資・工業団地及び施設の無償貸付等）

H23.6.22現在

市町村名	条例・制度名	対象者の要件	支援内容
札幌市	東日本大震災復興支援資金 担当課： 経済局産業振興部金融・創業支援担当課 TEL 011-211-2356	<対象企業> 東日本大震災等により直接または間接の影響を受け、以下のいずれかの条件に該当する札幌市内の中小企業者 (1) 東日本大震災の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること (2) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%（平成23年10月1日以降は10%）以上減少していること (3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証の対象であることの認定等を受けていること	融 資  (資金使途) 運転資金、設備資金 (融資限度額) 50,000千円 (融資期間) 10年以内（うち据置期間2年以内） (融資利率) 年1.0%以内 (信用保証協会の保証) 企業が負担する信用保証料の1/2以内を札幌市が補給
	避難企業向け仮オフィス提供事業 担当課： 経済局産業振興部経済企画課 （東日本大震災 企業サポートデスク） TEL 011-211-2352	東日本大震災により被災された事業者や、その影響により事業活動が制限を受ける地域にある事業者のうち、所在地において事業運営が困難である事業者	イ ン キ ュ ー シ ョ ン 施 設 の 提 供  (提供条件) 入居から6か月間の使用料を無料とする（共益費等実費は入居者が負担） (提供施設) ①札幌市エレクトロニクスセンター 部屋数：5室 対象事業者：エレクトロニクス応用技術に関する研究開発型等の事業者 ②札幌市デジタル創造プラザ（ICC） 部屋数：3室 対象事業者：デジタルコンテンツ関連事業またはデザイン関連事業を行う事業者等 ※上記のほか、オフィスビルを所有する企業の協力により、民間オフィスビルも併せて提供予定
函館市	工業団地の無償貸付 担当課： 経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314	(対象企業) ・東日本大震災により直接的な被害を受けた企業 ・東日本大震災により災害救助法が適用された地域に事業所等を有する企業 ・首都圏または静岡県の一部の区域内に事業所を有する企業	工 業 団 地 の 無 償  ・函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地を10年間無償で貸与 ・契約保証金も免除 ・10年の貸付期間満了時には、①有償（固定資産税相当額）で更に10年間貸付②当該用地の買取③現状復帰の上、市に返還のいずれかを選択

	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災企業を合併・買収した企業 (業種)</li> <li>製造業、ソフトウェア業等市で定める業種</li> </ul>	貸与	
<p>函館市企業立地の促進に関する条例</p> <p>工場等新設に対する助成制度の優遇措置</p> <p>担当課： 経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314</p>	<p>○投資額への助成（助成率の上乗せ、助成限度額の引き上げ） (対象企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により直接的な被害を受けた企業</li> <li>東日本大震災により災害救助法が適用された地域に事業所等を有する企業</li> <li>首都圏または静岡県の一部の区域内に事業所を有する企業 (業種)</li> <li>製造業、ソフトウェア業等市で定める業種 (要件)</li> <li>工業団地：投資額（土地を含む）2,500万円以上でかつ5人以上の雇用増</li> </ul> <p>※投資額（土地を含む）が1億円以上の場合、雇用増0～4人でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業団地以外：投資額（土地を含まない）2,500万円以上でかつ5人以上の雇用増</li> </ul> <p>※投資額（土地を含まない）が1億円以上の場合、雇用増0～4人でも可</p>	補助金	<p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業団地：雇用増加数に応じ、投資額の15～35%(現行制度+10%)</li> </ul> <p>※貸付の場合は優遇措置対象外となり、投資額の5～25%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業団地以外：雇用増加数に応じ、投資額の5～35%(現行制度+2.5～12.5%)(助成限度額)</li> <li>3億円（現行制度+1億円）</li> </ul>
	<p>○ソフトウェア業等特定事業所への雇用助成金 (対象企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により直接的な被害を受けた企業</li> <li>東日本大震災により災害救助法が適用された地域に事業所等を有する企業</li> <li>首都圏または静岡県の一部の区域内に事業所を有する企業 (要件)</li> <li>事業所の新設、5人以上の雇用増</li> </ul> <p>※投資額への助成との併給は不可</p>	補助金	<p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用増一人あたり50万円（現行制度+20万円）</li> </ul> <p>ただし、101人目からは一人当たり30万円（現行制度+10万円） (助成限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8,000万円 (現行制度+3,000万円の優遇)</li> </ul>
<p>函館市産業支援センター使用料の減免</p> <p>担当課： 経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314</p>	<p>IT関連産業やデザイン業などの企業の入居に際し、使用料を減免 (提供施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>函館市産業支援センターインキュベータールーム 4室 1室あたり 49.8㎡ (対象企業)</li> </ul> <p>①東日本大震災により直接的な被害を受けた企業</p>	使用料減免	<p>(使用期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3年以内で、1年を限度とし最大2回までの更新可</li> </ul> <p>(使用料)</p> <p>①及び②の企業 月額 9,450円 ③の企業 月額18,900円 ※通常の使用料 月額94,500円 ①②の場合は9/10の減額、③の場合は4/5の減額</p>

		<p>②東日本大震災により災害救助法が適用された地域に事業所等を有する企業</p> <p>③首都圏または静岡県の一部の区域内に事業所を有する企業</p> <p>上記①～③の企業で、夏場の電力不足等から一時的に函館市において事業の実施を希望する企業など</p> <p>(対象業種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報等制作業、デザイン業ほか</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期のみ入居希望の企業に対しては、その都度申請を受け付け、入居を決定</li> </ul>		
釧路市	<p>丸釧資金（東日本大震災被災事業者特例融資）</p> <p>担当課： 産業振興部商業労政課（商業振興担当） TEL 0154-31-4550</p>	<p>(対象企業)</p> <p>被災地において、主たる事業所を有していた中小企業者等のうち、以下のすべてに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で本社機能を備えた店舗または事業所等を有し、事業を行うもの</li> <li>・営む事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること</li> </ul>	融 資	<p>(使途)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金</li> <li>・設備資金</li> </ul> <p>(融資限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000万円</li> </ul> <p>(融資期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金 7年以内（1年以内据置）</li> <li>・設備資金 15年以内（1年以内据置）</li> </ul> <p>(融資利率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1.3%</li> </ul> <p>(保証)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道信用保証協会の保証付</li> </ul> <p>(申請受付期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月31日まで</li> </ul>
	<p>被災事業者支援事業（要綱補助）</p> <p>担当課： 産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550</p>	<p>(対象事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により被災した事業者</li> </ul> <p>(対象業種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、リサイクル産業施設、試験研究施設</li> </ul> <p>※本事業による助成か、釧路市企業立地促進条例による助成・課税免除かのどちらかを選択</p>	助 成 金	<p>①工場等賃借経費助成金</p> <p>被災地における事業を再建するまでの間、本市に事業場を賃借する企業に対して助成</p> <p>(助成額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場を設置した日から1年間に支払った賃借経費の25/100（限度額300万円、最大1年間）</li> </ul> <p>②固定資産税等相当額助成金</p> <p>被災事業者が本市で事業場を取得・建設する場合、固定資産税等相当額を助成</p> <p>(助成額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税・都市計画税の100/100（1年目）、75/100（2年目）、50/100（3年目）（最大3年間）</li> </ul>
北見市	<p>東日本大震災被災企業支援制度</p> <p>連絡先：東日本大震災企業</p>	<p>東日本大震災の罹災証明を受けた企業</p> <p>対象企業：工場、試験研究施設、情報サービス施設、コールセンター等</p>	工 業 団 地 の	<p>北見工業団地、北見ハイテクパークを10年間無償で貸付</p>

	<p>移転相談窓口 (産業立地労働課内) TEL 0157-25-1392</p>		無償貸付	
美唄市	<p>美唄ハイテクセンターテレワークオフィスサポート(無償提供)事業</p> <p>連絡先: ㈱美唄ハイテクセンター TEL 0126-65-2080</p>	<p>(対象企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により被災された企業や、その影響により制限を受ける地域にある企業</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク等のサテライトオフィスとして美唄ハイテクセンターを使用すること</li> <li>・1室につき10人以上の勤務が見込まれること</li> <li>・勤務者は原則として市内に居住すること</li> </ul>	施設の無償提供	<p>(㈱美唄ハイテクセンター(美唄市第3セクター)では、東日本大震災の影響を受ける地域の企業向けに一時退避用オフィスとして、入居日より6ヶ月間無償で提供(共益費、清掃費等は自己負担)</p> <p>▼無償提供する貸室</p> <p>No3. 21.82坪(約72㎡) No4. 81.82坪(約270㎡) No5. 22.82坪(約75㎡) No6. 44.64坪(約147㎡) No7. 44.49坪(約147㎡) No8. 45.45坪(約150㎡) No11. 11.41坪(約38㎡) No13. 22.73坪(約75㎡) No14. 22.73坪(約75㎡)</p>
根室市	<p>根室市東日本大震災被災地等の支援に関する条例</p> <p>担当課: 総務部総務課 総務・防災担当 TEL(無料専用) 0120-878-838</p>	被災地に所在し、被害を受けた企業で、移転により根室市で企業再建又は起業しようとする企業	税の減免	<p>移転により市内で再建又は起業する場合、固定資産税並びに法人市民税を3年間減免(場合によりさらに最大2年間延長の場合あり)</p>
幕別町	<p>工業団地の無償貸付(20年間)</p> <p>連絡先:幕別町土地開発公社 TEL 0155-54-6606</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により施設・生産設備に直接的な被害を受け、被災地での事業再開が困難な企業</li> <li>・電力不足や震災による間接的な影響により、事業所の移転や分散化を計画している企業</li> </ul> <p>対象業種:製造業、建設業、ガス業、道路貨物運送業、物品賃貸業、自動車整備業、ソフトウェアハウス、試験研究施設等</p>	工業団地の無償貸付	<p>幕別町土地開発公社が保有する「リバーサイド幕別工業団地」と「札内東工業団地」の用地を20年間無償で貸付</p> <p>※ 幕別町の企業立地に係る優遇制度(固定資産税相当額の助成、新規雇用に対する助成)との併給可</p>